

業務規程第 45 条第 3 項及び第 63 条第 3 項に関する取締役会決議

- 1 . 業務規程第 45 条第 3 項及び第 63 条第 3 項に規定する機構が行う株券の補てんの限度は、機構の剰余金相当額とする。
- 2 . 前 1 . の機構の剰余金相当額は、別に規則で定めるものとする。